

平成 17 年 9 月 27 日

第 8 回犯罪被害者等基本計画検討会における事前意見

- 国民等及び被害者団体からのパブリックコメントに対応した骨子案の改善への意見 -

国立精神・神経センター 精神保健研究所

中島聡美

骨子案に対して多くの一般の方、被害者の方やご遺族、被害者支援団体、自助グループ等よりさまざまのご意見をいただき、検討会では討議されなかった事項や、被害者の方やご遺族の視点での見直しなど多くの検討すべき点があげられたものと考えている。これらのご意見を踏まえて、骨子案について更なる検討が必要と思われる点を以下にあげた。

I. 骨子案全体を通して

1. 骨子案の記述として、すべての施策が並列に並んでいるが、被害者遺族団体から共通して要望のあがっている項目（附帯私訴、公訴参加、損害賠償制度の検討など）について重点検討項目としてより明確化することが必要ではないか。
2. 同様に、施策の中でも新しく盛り込まれるものと従来の施策を推進するものなどは分けて書かれているほうがよいと思われる。重要な支援策や新規のものについて注意を喚起するだけでなく、これを読む被害者等の方が理解しやすくする目的でもある。

基本方針・重点課題・計画期間について

1. 犯罪被害者等の定義について

多くの被害者団体等からこの点について疑問が出されている。基本法の定義を再掲するとともに、「不起訴事件」、「未解決事件」、「交通事故」等すべてを含んでいることと、個々の施策において定義づけがなされる旨の記載が必要と思われる。しかし、被害者団体等では、個々の施策において特定の被害者が排除されるのではないかという懸念があるので、個々の施策において被害者の定義をする場合、可能な限り包括的にするなどの指示を行うことを検討すべき。

2. 犯罪（再犯）防止の取り組みについて

基本法の重点は被害回復であるが、本来的には被害者がいない社会を目指すという理念を示すことは重要である。ひとつの方法として、「安全の確保」の項目を独立させ、新たな重点課題として「犯罪の防止と被害者等の安全の確保」として取り上げることも検討してよいのではないか

3. 支援の期間について

「再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間」という表現に、支援の打ち切りを不安に感じるコメントがあったことから、表現について検討を要すると思われる

4. 刑事司法制度が被害者のためにも存在することを明記することは、非常に重要なことであり、取り入れる方向で検討されることを望む

5. 児童虐待の取り扱い及び、他の関連法規との関係について

基本法で児童虐待を重点項目として扱うことは他の犯罪についての同様の扱いをする必要がありあまり適切ではないと思われる。しかし、子どもの犯罪被害（児童虐待を含む）は成人の場合と異なる側面が多く、また将来を担う子どもの被害を重要視することは意義のあるものとおもわれる。子どもに関する項目を「子どもの被害への対応（仮）」として重点項目とすることを検討されたい。また、児童虐待やDVについてはそれについて特化した法律（児童虐待防止法、DV防止法）が既にあるので、それらの法律と基本法の関係について検討する必要がある。詳細な施策についてはむしろこれらの法律で定められるべきものと思うが、基本法ではこれらの法律の上位に位置するような基本理念や概念を打ち出し、これらの法律が基本法の理念に基づいて改正されていくようなあり方が望ましいと思われる。

重点課題にかかわる具体的施策

パブリックコメントから、さらに検討を要すると思われる項目を列挙した

1. 附帯私訴、損害賠償責務など被害者へ経済的回復にかかわる項目について、検討委員会の検討すべき項目や役割についてもう少し明らかにする必要がある
2. 日本司法支援センターの被害者支援へのかかわりについてひとつの項目で明示するとともに、今後検討されている課題を明らかにする。
3. 「経済的支援を手厚く」については被害者援助団体からの指摘とおり、「十分に行うための制度」などに変更することが望ましい
4. 海外での被害や在日外国人の被害等の問題についての検討項目が必要である。
5. 自賠責と任意保険の一本化について検討が行われるようであれば、それを盛り込む必要がある。
6. 被害者の生活の建て直しを図るための「中期的」施策についてについて長期的な住居

への不安が被害者より訴えられていたが、中期に限定することなく、短期・長期ともに検討する必要をかんがみて「中期的」の文字をはずすことを提案する。

7. いくつかの団体から公的な「被害者支援センター」の設立を望む声があった。これは、以前提案した「National Trauma Center」構想とも関連するところである。国レベルにおいて、アメリカの OVC (Office for Victims of Crime) のような、各民間被害者支援団体への助成、情報の提供、被害者の実態および、支援に関する調査研究の実施及び推進を行うような機関あるいは部署が必要と思われる。更に、各都道府県において配偶者間暴力相談センターのような中核の支援センターを設置することが必要とおもわれる。これについて骨子案に盛り込むあるいは、この点について検討する委員会の設置について盛り込むことが必要である。